

地域連携営業支援サービス業務委託契約

仕様書

令和 8 年 1 月
国家公務員共済組合連合会
新別府病院

1.導入の背景と目的

国家公務員共済組合連合会新別府病院(以下、「当院」という。)は、国家公務員共済組合法に基づき、組合員の福利厚生対策(結核対策病院)として昭和 30(1955)年 12 月に開設され、今年で 70 周年の節目の年を迎える。

現在までに大分県下二次医療圏にあって中核病院の役割を担うと共に、保険医療機関として地域に根ざした医療事業を展開し、保険診療を行ってきた。

平成に入り、二代目となる黒岩英病院長の辣腕により、病院経営は軌道に乗り、診療報酬改定にも後押しされ、病院経営はまさに「右肩上がり」であったが、折しも「郵政民営化」や「聖域なき構造改革」を推進した小泉純一郎内閣が誕生した、平成 13(2001)年以降、診療報酬改定は戦後初の「マイナス改定」となったあたりから、医療の世界は大きな変革を迫られるようになった。

当院が従来の出来高払い方式による医療費の算定方法から、DPC による包括評価方式に変更となったのは、平成 18(2006)年のことであったが、その 2 年後となる平成 20(2008)年には、実に 20 年振りの赤字決算に転じたことからもわかるように、「どんぶり勘定」では、病院経営は成り立たないことが証明されたのである。

平成 26(2014)年から向こう 3 か年に亘り、当院の悲願でもあった病棟建て替えが行われたが、この翌年となる平成 27(2015)年以降は、慢性的な赤字経営に陥り、翌平成 28(2016)年には、当院の母体である国家公務員共済組合連合会より「経営改善対象病院」に指定されるという苦い経験もあったが、職員一丸となって、これを払拭し、翌平成 29(2017)年には指定解除させることに漕ぎつけた。

ただ、令和の時代に入って未曾有のコロナ禍を迎えることとなり、医療費の高騰、物価、資材、人件費の高騰、世界的な経済不況も追い風となり、令和 5(2023)年 4 月よりコロナ感染症がインフルエンザ同様に「5 類感染症」にランク落ちしても、患者の受診抑制が現在も続いている。

令和 6(2024)年度、一年間を見ても病床数 263 床に対して平均的な病床稼働数は 170 床から 180 床で推移しているが、これは 80~90 床のベッドが常に「遊んでいる」状態を意味しており、赤字になるのは当然のことと言えよう。

また、一番患者数のあった時(令和 7(2025)年 2 月)ですら、230 床に到達すると、看護部長から「これ以上、患者の受け入れが出来ない」といった通知がされたが、これ以上患者を入院させると看護基準である 7 対 1 看護が維持できないことを意味しており、数年来の看護師不足が経営不振を後押ししている格好となっている。

用度課は購買担当部署であるが、「だから支出抑制」という発想は余りにも短絡的であり、現在の当院に最も必要なことは「集患」、即ち顧客である患者を集めることに他ならない。

まずは収入を確保する為に、患者を確保しなければ、いつかは地域医療構想の高波に呑まれて、統廃合か閉院の末路を辿ることは避けられそうにない。

別府市の人口は約 11 万人であり、そこに国立病院機構独立行政法人別府医療センター、大分県厚生連鶴見病院と当院の三医療機関で実に約 1,000 床の急性期のベッドが存在する訳であるが、これは大分県下の過疎地域の医療と比すると、十分に恵まれた医療環境であることがわかる。

また、全国各市町村長の人口比率における看護師数の割合を見ると、別府市は全国で 7 番目に多いというデータも令和 7 年 5 月に報じられていたが、当院では上述するように、ここ数年来慢性的な看護師不足に陥っている。

これは別府市内の病院数に対して看護師数が追いついていないことを意味しており、正直なところどこの

医療機関もなかなか浮上し切れない状態が浮き彫りとなっている。

このような別府市の状況にあって、「無策」で「指を咥えているだけ」の医療で、顧客である患者を集めることが出来るであろうか。

令和7年4月に新たに就任された三股浩光病院長は、この「集患」に対して、強い意識を以て臨まれ、病診連携、病病連携の推進として積極的な医療機関訪問を実施し、「顔の見える関係」の強化に日々奔走される他、病院広報誌のテコ入れ、久しく途絶えていた市民公開講座の実施など、「集患対策」に最大限の努力を払い、今日に至っている。

今回、調達を予定する「地域連携営業支援サービス業務委託」も言わば、そのツールである。

このエリア、即ち東部医療圏に於いて唯一となる三次救急病院の看板を掲げる当院は、「最後の砦」を守るために、また先達が築いた70年の歴史ある当院を今後、75周年、そして100周年と繋げるために、何としても「集患」に向かって経営努力を重ねるしかないものと思量する。

運営事業者(以下、「事業者」という。)、上記に示したように、当院が置かれている状況が非常に厳しいものであるということを十分に理解された上、入札に参加されたい。

2. 応募資格

次の各号に定める要件をすべて満たす事業者に限り、応募できるものとする。

- (1) 地域連携営業支援サービス業務委託契約の趣旨を十分理解し、参加に意欲のある者であること。
- (2) 過去3年間において、継続して地域連携営業支援サービス業務委託契約の実績を有すること。
- (3) 良質な物品・優良な経営手腕を提供できる能力と実績を有すること。
- (4) 応募に係る能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないこと。
- (5) 過去3年内に国税及び地方税を滞納していない者で、行政処分を受けていないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団でないこと。
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体でないこと。
- (8) 運営にあたり、関係法令の規定により資格等が必要な場合はそれらを有すること。また、関係法令の許認可(届出を含む)が必要な場合は、選定後自らその手続きを行えること。
- (9) 万一、事故が発生した場合、事業者の責任に於いて即刻対応が出来、且つ相応の保証能力を有すること。

3. 地域連携営業支援サービス業務委託契約入札における窓口

名 称 国家公務員共済組合連合会 新別府病院

所 在 地 〒874-8538 大分県別府市鶴見二丁目8番30号

担当部署 用度課

病床数 263床

入院患者数 73,527人(令和6(2024)年度期中累計)

外来患者数 65,344人(令和6(2024)年度期中累計)

病床利用率 74.5%(令和7(2025)年3月実績)

※上記の患者数等については、令和7(2025)年度以降を保証するものではない。

職 員 数 456 人(令和 7(2025)年 3 月現在)

診 療 科 内科、脳神経内科、呼吸器内科、消化器内科、内分泌・代謝内科、リュウマチ科、循環器内科、外科・消化器外科・肛門外科、整形外科、脳神経外科、心臓血管外科、呼吸器外科、泌尿器科、眼科、救急科、麻酔科、放射線科、肝臓内科、腎臓内科

外来受付時間 8:30～11:00 13:00～15:00(午後は内科のみ)

休 診 日 土曜日・日曜日・祝日及び年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)

(12 月 3 日の開院記念日は代休対応のため、休診ではない)

5. 業務名称

地域連携営業支援サービス業務

6. 業務場所

国家公務員共済組合連合会 新別府病院 地域医療連携室

7. 契約履行期間

令和 8(2026)年 4 月 1 日から令和 9(2027)年 3 月 31 日まで

※但し、本契約に係る事前の準備等における費用については、別途実費請求を当院が受けるものとする。

8. 入札に関する注意点について

本件入札にあたっては次の各号に定める事項に留意されたい。

(1)別途配布する入札書には、月額受託管理料を記載すること。

(2)上記(1)の月額受託管理料が予定価格を上回った場合は、入札は 2 回目以降に突入し、5 回目まで行つても落札されない場合は、一旦不落とし、日を改めて再度入札を行うものとする。

9. 業務内容

(1) 目的

本業務は、当院における地域連携業務の強化を図り、紹介患者を増やすことで医業収益の増加を図ることを目的とする。

(2) 業務内容

紹介患者の獲得を主体とし、関係機関への訪問・各種ツールによる情報提供・情報収集、院内各部署に対する情報提供等、地域連携の営業活動に関連する業務を指す。

① 年間活動計画の作成

事業者は、オープンデータ・院内データ・職員ヒアリング等により、活動計画書を作成し、当院が開催する会議で承認を得るものとする。

② 営業活動

活動計画書を基にして関係機関への訪問を実施すること。なお、必要に応じて当院の職員帶同に

より行うことができるものとする。

③ 広報物作成

活動計画に沿う内容の広報物を作成すること。なお、広報物は活用前に当院の確認を受けるものとする。

広報誌作成については、デザイン企画立案からデザイン作業も実施すること。

④ 活動結果の分析報告書作成と報告

事業者は月次で関係機関訪問の結果を取りまとめ、月次活動報告書を作成し、当院に提出・報告すること。なお、当院からの求めがあれば当院の会議や各部署カンファレンス等で報告するものとする。

10. 業務提供体制

(1) 業務管理チーム

本業務の実施に当たり、本業務全体を統括する者(以下、「業務管理者」という。)及び本業務に精通した者(以下、「業務支援者」という。)により構成する業務管理チームを乙の事業所内に置くものとする。なお、上述する9.に掲げる業務については、業務管理チームの責任において実施するものとする。

(2) 訪問担当者

関係機関訪問の担当者(以下、「訪問担当者」という。)を上述する6.業務場所に配置するものとする。なお、訪問担当者は、事業者が本業務のために必要と判断した教育を受けた者とし、業務履行期間中も業務管理チームにより指導・教育等を適宜行うものとする。

(3) 広報物構成担当者

広報企画の知識経験を有し、活動計画活動計画に沿った広報物となるよう、構成等の調整を行う広報物構成担当者を配置すること。

(4) 広報物デザイナー

関係機関向けの広報物を制作するにあたり、広報物のデザインを行うことのできるデザイナーを配置すること。

(5) 履行管理

業務管理チームは、月に1回以上、訪問担当者と共に活動状況を確認し、その内容について評価・指導を行うほか、隨時、訪問担当者から業務遂行上の相談を受けるなどの対応も行うこととする。

(6) 移動手段

関係機関訪問を実施するために車両は、事業者が所有する車両を用いるものとする。なお、当該車両は当院が指定する駐車位置に駐車するものとする。

11. 要件

(1) 事業者について

地域連携営業支援業務の受託実績を5件以上、かつ、病院の運営管理又は経営支援に関する業務の受託実績を5件以上有すること。

(2) 乙の担当者について

①業務管理者

事業者が雇用する社員であり、かつ、病院の運営管理及び経営支援に関して8年以上の経験を有すること。

②業務支援者

事業者が雇用する社員であり、かつ、地域連携営業支援業務に関する経験を有すること。

③広報物デザイナー

専用ソフトウェア (Illustrator、Photoshop 等) を用いて、広報物の企画立案からデザイン・作成まで行った経験を有すること。

12. 費用負担区分

本業務に要する費用負担区分は、次のとおりとする。

事項	費用負担	
	甲	乙
交通関係	営業車本体代	●
	営業車のガソリン代	●
	営業車の駐車場代	●
	公共交通機関交通費	●
通信関係	携帯電話本体代	●
	通信費（携帯電話）	●
	通信費（固定電話）※業務使用	●
営業管理システム	初期導入費用	●
	月額ライセンス	●
備品関係	ノートPC	●
	机、椅子、キャビネット	●
	コピー機（含む使用代）	●
消耗品・印刷関係	名刺	●
	印刷物（デザイン・編集）	●
	印刷費（広報物）	●

(1)請求は毎月末までと定め、翌月5日着までに請求(納品書・請求書)するものとする。

(2)当院は請求金額を翌月末日までに事業者へ指定の銀行口座へ支払うものとする。

(3)事業者・当院とも報告書を以て活動実績を確認し、決済後、遡及しての訂正はできないものとする。

13. 契約の取り消し・変更について

次の各号のいずれかに該当するときには、当院は事業者に対して契約の取り消しまたは変更をすることが出来る。

- (1) 事業者が契約書・仕様書の各条項に違反した場合。
- (2) 応募資格の詐称、その他不正な手段により使用許可を受けた場合。
- (3) 本件入札の実施により運営事業者が決定してから本稼働するまでの間に資金繰りの悪化などによって契約の履行が困難であると当院が判断した場合。
- (4) 著しく社会的信用を失墜させるような行為等により、運営事業者として相応しくないと当院が判断した場合。
- (5) 事業者が事業者としての資格を喪失した場合。

なお、事業者は前各号による当該取り消し・変更によって生じた損失の補償を当院に請求することは出来ない。

14. その他

事業者は次の各号について十分に理解し、対処すること。

- (1) 上記各項に依らない事項または本契約の履行にあたり新たに疑義が生じた場合にあっては、その都度協議して円満解決を図るものとする。
- (2) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3(1991)年5月15日付法律第77号)」に基づき、本件入札に先立ち、別紙の誓約書を提出すること。
- (3) 本仕様書に定める事項について十分に理解し、契約開始後に混乱する事態を招くことのないよう最大限の努力を払うこと。

以上